よくある質問集について

日本交通心理士会は 2020 年度(2021 年 4 月)から交通心理士研究助成制度を開始します。研究助成制度は研究者にとっては知られた制度ですが、実務家にとってはあまり馴染みのない制度と思われます。そこで、この研究助成制度に関するよくある質問集を掲載することにしました。

初回のよくある質問集は幹事の質問とそれに対する回答の中から、会員にもお知らせしたほうが 良いと思われる項目を掲載しました。

今後、事務局に寄せられた質問や回答の中から皆様にもお知らせしたほうが良いと思われるものが ありましたら暫時更新していきたいと思います。

交通心理士助成制度を是非、活用してください。

Q1. これは今回(2020年度)限りの単年度事業でしょうか。

A1. 会員の研究活動を支援することを目的に、西山研究所様からのご寄付額と同額を交通心理士会の 2020 年度予算から支出しています。制度としたのは次年度以降も継続していこうと考えているからです。次年度以降については年度毎に幹事会での承認が必要になります。研究助成への応募や運用状況を確認しながら予算化をご審議頂きたいと考えています。

Q2.「内容」について

・「連名者に研究者が入る…」とありますが、ここでの"研究者"の定義はその前に出てくる"研究者番号保持者"のことでしょうか。

A2.そのようにご理解ください。

Q3.他学会で「領収書等のエビデンス提出」を課している事例もありますが、これらは必要なしということでしょうか。

A3. 本助成制度は会員相互の信頼関係を基礎として発足しますので、助成した個人・団体に対し使途に関する報告は求めないことにしています。ただし、運用を重ねる過程で使途に関する報告を求める事案が発生すれば、その時点で運用を見直すこととしたいと考えています。

Q4.「参考」例示について

何処かの事例を引用されたのかもしれませんが、古さを禁じ得ません。

・交通費は、たとえば電車の場合は運賃のほかの特急料金・グリーン料金など付加料金も含まれるのでしょうか(基準細目の明示という観点から)。

A4.この参考例は確かに古いと思いますが、あくまでも参考として援用してください。なお、修正する場合であっても次年度以降になりますのでご理解ください。

次に交通費についてですが、グリーン車については対象外になります。

Q5.(I 件あたりの上限 25 万円程度)について

25 万円という額ですから、研究の規模によってはそれだけでは不足が生じます。自前(自社)で負担する研究費にプラスして利用することは可能でしょうか?

A5.可能です。

Q6.この制度を利用して研究した後に、それを自社で教育プログラムや教材として営利目的に使用することは可能でしょうか?

A6.助成金受給者に求めているのは、研究成果と使途を含めた報告書です。この制度は実務者を対象 としていますので、柔軟に対処できるものと考えています。

以上